

参考

- 國土審議会 委員名簿
- 國土審議会水資源開発分科会 委員名簿
- 國土交通省設置法（抄）
- 國土審議会令
- 國土審議会運営規則
- 水資源開発分科会における部会設置要綱
- 水資源開発促進法
- 水資源開発基本計画について
- 水資源に関する行政評価・監視結果に基づく
勧告（平成13年7月 総務省）
- 木曽川水系における水資源開発基本計画
(現行計画)

国土審議会委員名簿 (平成22年3月1日時点)

1. 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者(6人)

岡本 充功	衆議院議員
篠原 孝	衆議院議員
神風 英男	衆議院議員
園田 康博	衆議院議員
中谷 元	衆議院議員
細田 博之	衆議院議員

2. 参議院議員のうちから参議院が指名する者(4人)

加藤 敏幸	参議院議員
鈴木 政二	参議院議員
林 芳正	参議院議員
広田 一	参議院議員

3. 学識経験を有する者(20人以内)

岩崎 美紀子	筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
○大西 隆	東京大学大学院工学系研究科教授
◎岡村 正	(株)東芝相談役
沖 大幹	東京大学生産技術研究所教授
神尾 隆	トヨタ自動車(株)相談役、(社)中部経済連合会副会長
川勝 平太	静岡県知事
木村 陽子	元 奈良女子大学教授
清原 慶子	三鷹市長
小谷部 育子	日本女子大学家政学部教授
崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
佐藤 宣子	九州大学大学院農学研究院教授
澤田 陽子	全日本自治団体労働組合副中央執行委員長
生源寺 真一	東京大学大学院農学生命科学研究科長
田崎 史郎	(株)時事通信社解説委員長、政治評論家
原田 昇	東京大学大学院工学研究科教授
松下 正幸	パナソニック(株)代表取締役副会長、(社)関西経済連合会副会長
御厨 貴	東京大学先端科学技術研究センター教授
宮脇 淳	北海道大学公共政策大学院教授
望月 久美子	(株)東急住生活研究所代表取締役所長

(◎会長、○会長代理)

○国土審議会水資源開発分科会 委員名簿

1. 委員

◎ 沖 大幹 東京大学生産技術研究所 教授
望月 久美子 (株)東急住生活研究所 代表取締役所長

2. 特別委員

飯嶋 宣雄	東京水道サービス(株) 代表取締役社長
楠田 哲也	北九州市立大学大学院国際環境工学研究科 教授
佐々木 弘	神戸大学 名誉教授
清水 義彦	群馬大学大学院工学研究科 教授
田中 正	筑波大学 シニア・アドバイザー (筑波大学 名誉教授)
楳村 久子	京都女子大学現代社会学部 教授
丸山 利輔	石川県立大学 参与
恵 小百合	江戸川大学社会学部 教授
山本 和夫	東京大学環境安全研究センター 教授
(◎分科会長)	

○国土交通省設置法（平成十一年七月十六日法律第百号）（抄）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

第一款 設置

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

2 (略)

第二款 国土審議会

(所掌事務)

第七条 国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 國交通大臣の諮問に応じて國土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議すること。
- 二 國形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）、國利用計画法、首都圈整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、首都圈近郊綠地保全法（昭和四十一年法律第百一号）、近畿圈整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）、近畿圈の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）、近畿圈の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）、中部圈開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）、中部圈の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）、北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）、土地基本法（平成元年法律第八十四号）、地価公示法、國土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）、國土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第八条 国土審議会は、次に掲げる者につき國交通大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 六人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 四人
- 三 学識経験を有する者 二十人以内
- 2 前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第九条 国土審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、国土審議会を代表する。
- 3 国土審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(特別委員)

- 第十条 特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、国会議員、当該特別の事項に関する地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

(資料提出の要求等)

- 第十一條 国土審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

- 第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(国土審議会の所掌事務の特例)

- 第五条 國土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期 限	法 律
平成二十四年三月三十一日	特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法
平成二十五年三月三十一日	離島振興法

平成二十七年三月三十一日	山村振興法
	半島振興法
総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）附則第六条に規定する日	総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）、旧九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）、旧四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）、旧北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）及び旧中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十二号）

○ 國土審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十八号）

（専門委員）

第一条 國土審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、國土交通大臣が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

（分科会）

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名 称	法 律 の 規 定
土地政策分科会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十三条第二項
	土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条第三項及び第十九条
	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第二十六条の二
	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十二条
	国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第三条第六項において読み替えて準用する同条第一項
北海道開発分科会	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）第四条
水資源開発分科会	水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第三条第一項、第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六条第一項及び第二項
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第五条

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、國土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。
- 4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とするこ

とができる。

(部会)

- 第三条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
 - 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(幹事)

- 第四条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。
 - 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
 - 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

- 第五条 審議会は、委員及び議事に關係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある特別委員で会議に出席したもの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

- 第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

分科会	課
土地政策分科会	国土交通省土地・水資源局総務課
北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会	国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省都市・地域整備局地方整備課

(雑則)

- 第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期限	分科会	法律の規定	課
平成二十四年三月三十一日	特殊土壤地帶対策分科会	特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項、第三条第一項及び第五条	国土交通省都市・地域整備局地方整備課
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策分科会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十一条	国土交通省都市・地域整備局離島振興課
平成二十七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項及び第二十二条	国土交通省都市・地域整備局地方整備課

2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壤地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局企画部農村政策課の協力を得て処理するものとする。

○国土審議会運営規則

(趣旨)

第1条 国土審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）及び国土審議会令（平成12年政令第298号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会の会議は、会長（会長が選任されるまでは、国土交通大臣）が招集する。

2 前項の場合においては、委員並びに議事に關係のある特別委員及び専門委員に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

(書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に關係のある特別委員に送付し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(会議の議事)

第4条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

(議事の公開)

第5条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができます。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができます。

(分科会への意見聴取)

第6条 会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会（第7条第1項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。）に意見を聞くものとする。

(分科会)

第7条 会長は、分科会の所掌事務に関して諮詢を受けた場合には、調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託

することができないときは、この限りでない。

- 2 分科会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。
- 3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意をするものとする。
- 4 会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。
- 5 第2条から第5条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

- 第8条 会長（分科会に置かれる部会にあっては分科会長）は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 2 第2条から第5条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附則（平成13年3月15日国土審議会決定）

この規則は、平成13年3月15日から施行する。

附則（平成17年12月16日国土審議会決定）

改正後のこの規則は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成17年政令第375号）の施行の日から施行する。

○水資源開発分科会における部会設置要綱

平成13年8月21日
第1回水資源開発分科会決定

(設置)

1. 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、水資源開発分科会（以下「分科会」という。）に利根川・荒川部会、豊川部会、木曽川部会、淀川部会、吉野川部会、筑後川部会及び調査企画部会（以下「各部会」という。）を置く。

(任務)

2. 利根川・荒川部会は利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）について、豊川部会は豊川水系における基本計画について、木曽川部会は木曽川水系における基本計画について、淀川部会は淀川水系における基本計画について、吉野川部会は吉野川水系における基本計画について、筑後川部会は筑後川水系における基本計画について、調査企画部会は各水系の基本計画に共通する事項等について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

(庶務)

3. 各部会の庶務は、国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。

(雑則)

4. この要綱に定めるもののほか、各部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成13年8月21日から施行する。

○水資源開発促進法（昭和三十六年十一月十三日法律第二百十七号）

（目的）

第一条 この法律は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まって、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もつて国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基礎調査）

第二条 政府は、次条第一項の規定による水資源開発水系の指定及び第四条第一項の規定による水資源開発基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならぬ。

2 国土交通大臣は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

（水資源開発水系の指定）

第三条 国土交通大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。

2 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し前項に規定する必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、水資源開発水系の指定を求めることができる。

3 国土交通大臣が水資源開発水系の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

4 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

（水資源開発基本計画）

第四条 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

2 国土交通大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3 基本計画には、治山治水、電源開発及び当該水資源開発水系に係る後進地域の開発について十分の考慮が払われていなければならない。

4 国土交通大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。

5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

6 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、基本計画の変更を求めることができる。

第五条 基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標
- 二 前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 三 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(国土審議会の調査審議等)

第六条 國土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基本計画に関する重要な事項について調査審議する。

- 2 國土審議会は、前項に規定する重要な事項について、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
- 3 関係行政機関の長は、第一項に規定する重要な事項について、國土審議会の会議に出席して、意見を述べることができる。

第七条から第十二条まで 削除

(基本計画に基づく事業の実施)

第十二条 基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構その他の者が実施するものとする。

(基本計画の実施に要する経費)

第十三条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

(損失の補償等)

第十四条 基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月一〇日法律第一二九号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年六月二九日法律第一三八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。そぞし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定

附 則 (昭和四一年七月一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二六日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びに その委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別 委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十二条、第十三条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

(経過措置)

3 従前の総理府の国土利用計画審議会並びにその会長、委員及び臨時委員、水資源開発審議会並びにその会長、委員及び専門委員、奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに小笠原諸島復興審議会並びにその会長及び委員は、それぞれ国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに

関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日法律第一八二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条から第十三条まで及び第十五条から第二十六条までの規定 平成十五年十月一日

○水資源開発基本計画について

(1) 水資源開発促進法及び水資源開発基本計画の概要

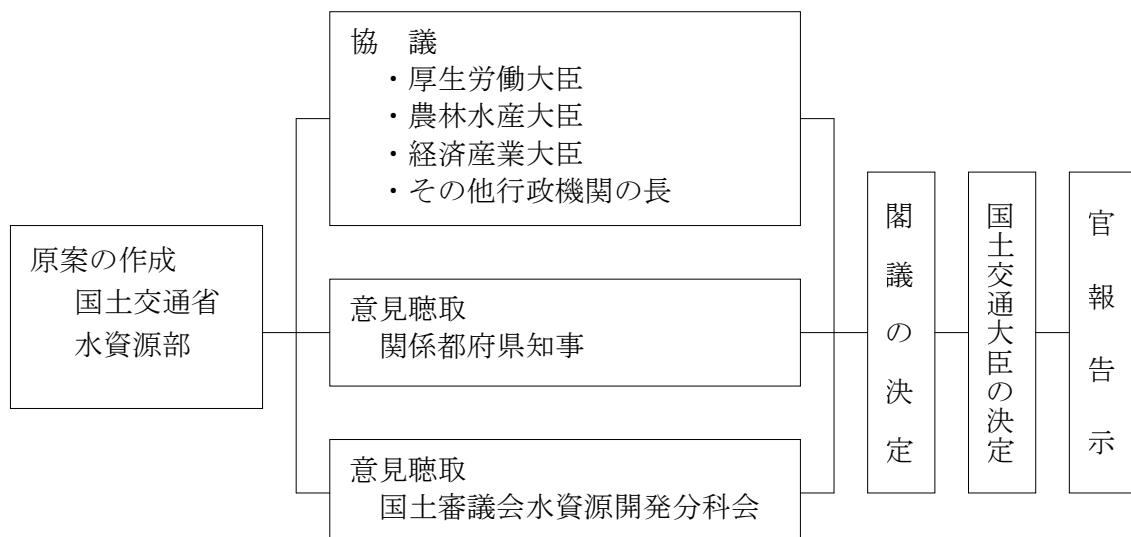
昭和36年に制定された水資源開発促進法では、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域において、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある場合に、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な水系を水資源開発水系（以下、「指定水系」という。）として指定し、当該地域（以下、「フルプラン地域」という。）における水資源開発基本計画（以下、「フルプラン」という。）を定めることとされている。

指定水系は、国土交通大臣が厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、閣議の決定を経て指定される。また、フルプランについても、同様の手続きにより決定、変更される。

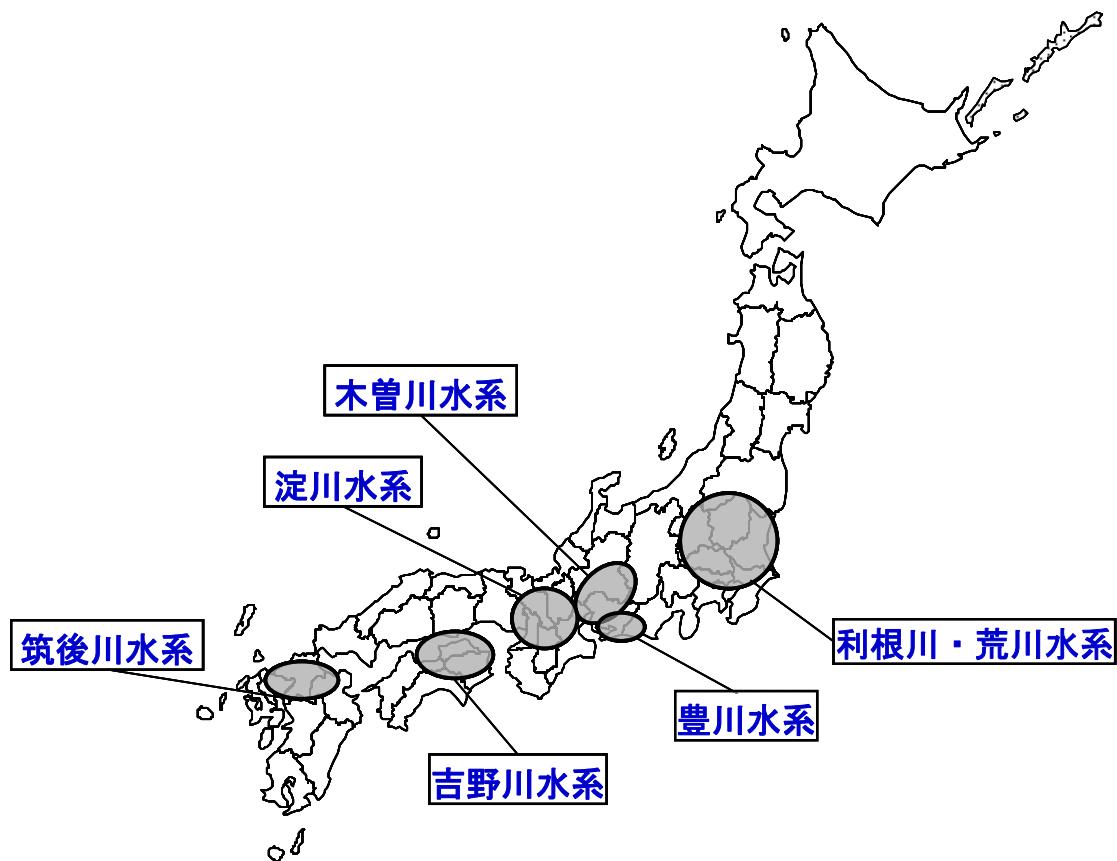
現在、指定水系は7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川）であり、利根川水系と荒川水系を一緒にして6つのフルプランが決定されている。

また、フルプランには、①水の用途別の需要の見通し及び供給の目標、②供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項、③その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項の3つを記載することとされている。

○水資源開発基本計画の策定手続き



○水資源開発水系



(2) 水資源開発基本計画の変更に関するこれまでの経緯

平成13年1月の省庁再編後の、国土審議会水資源開発分科会及び各部会、変更の閣議決定の経緯は以下のとおり。

水資源開発分科会及び変更の閣議決定

		議事内容
平成13年 8月 21日	水資源開発分科会 (第1回)	利根川・荒川水系の一部変更 淀川水系の一部変更 (平成13年9月14日閣議決定)
平成13年 12月 13日	水資源開発分科会 (第2回)	吉野川水系の全部変更 (平成14年2月15日閣議決定)
平成14年 10月 31日	水資源開発分科会 (第3回)	利根川・荒川水系の一部変更 (平成14年12月10日閣議決定)
平成16年 5月 31日	水資源開発分科会 (第4回)	木曽川水系の全部変更 (平成16年6月15日閣議決定)
平成17年 3月 24日	水資源開発分科会 (第5回)	筑後川水系の全部変更 (平成17年4月15日閣議決定)

平成18年 2月 3日	水資源開発分科会 (第6回)	豊川水系の全部変更 (平成18年2月17日閣議決定)
平成19年 12月 13日	水資源開発分科会 (第7回)	利根川・荒川水系の全部変更 (平成20年7月4日閣議決定)
平成20年 3月 18日	水資源開発分科会 (第8回)	豊川水系の一部変更 木曽川水系の一部変更 (平成20年6月3日閣議決定)
平成20年 6月 30日	水資源開発分科会 (第9回)	淀川水系の全部変更 (平成21年4月17日閣議決定)
平成21年 1月 23日	水資源開発分科会 (第10回)	利根川・荒川水系の一部変更 木曽川水系の一部変更 (平成21年3月27日閣議決定)

各部会

		利	豊	木	淀	吉	筑	調
平成13年 10月 19日	第1回吉野川部会					○		
11月 9日	第2回吉野川部会					○		
平成14年 1月 23日	第1回利根川・荒川部会	○						
5月 9日	第2回利根川・荒川部会	○						
5月 21日	第1回淀川部会					○		
10月 16日	第3回利根川・荒川部会	○						
10月 31日	第2回淀川部会				○			
11月 8日	第1回豊川部会		○					
平成15年 3月 27日	第1回筑後川部会						○	
7月 4日	第1回木曽川部会			○				
平成16年 4月 13日	第2回木曽川部会			○				
5月 12日	第3回木曽川部会			○				
平成17年 2月 10日	第2回筑後川部会						○	
3月 15日	第3回筑後川部会						○	
12月 8日	第2回豊川部会		○					
平成18年 1月 19日	第3回豊川部会		○					
平成19年 6月 18日	第4回利根川・荒川部会	○						
8月 9日	第5回利根川・荒川部会	○						
10月 31日	第6回利根川・荒川部会	○						

11月	26日	第3回淀川部会				○			
平成20年	2月	25日	第4回淀川部会			○			
	3月	6日	第4回豊川部会 第4回木曽川部会	○	○				
	3月	7日	第1回調査企画部会						○
	3月	18日	第2回調査企画部会						○
	4月	24日	第5回淀川部会			○			
	6月	6日	第3回調査企画部会						○
	6月	13日	第6回淀川部会			○			
	6月	17日	第3回吉野川部会				○		
	6月	27日	第4回調査企画部会						○
	8月	1日	第5回調査企画部会						○
	8月	29日	第6回調査企画部会						○
	12月	11日	第7回利根川・荒川部会	○					
平成21年	1月	15日	第5回木曽川部会			○			
	1月	23日	第4回吉野川部会				○		
	6月	19日	第5回吉野川部会				○		
平成22年	5月	25日	第6回木曽川部会			○			

○水資源に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成13年7月 総務省）

前書き

水は、国民生活に必要不可欠な天然資源であるとともに、経済・産業等の活動を支える基本的な資源である。

全国の水使用量は、昭和40年代の高度経済成長期に急増し、その後も生活様式の変化、景気の拡大等を背景に徐々に増加してきたが、近年では、経済状況等を反映し、横ばい傾向が続いている。

国は、水利用の安定性の確保を図るため、地域の実情やニーズに応じた水資源の有効活用や新たな水資源開発の実施など、供給面・需要面にわたる各種の施策を展開してきている。国土交通省では、水資源に関する施策を長期的かつ総合的な観点から計画的に推進するため、全国総合開発計画との整合を図りつつ、水資源に関する総合的な諸施策を検討する上での指針として全国総合水資源計画を策定している。

産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い、広域的な用水対策を特に必要とする地域については、国は、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）に基づき、国土交通大臣が指定した七つの水系ごとに水資源開発基本計画を閣議決定し、水資源開発事業等を実施してきている。水資源開発基本計画は、水資源の総合的な開発及び利用の基本となるべきものであり、需要実態に即した的確な内容であることが重要である。

また、貴重な資源である水の有効利用を図るためには、用途間転用の推進等による一層の水利用の合理化及び既存の水資源開発施設の機能の維持、確保等が重要となっている。

さらに、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発等の事業を実施している水資源開発公団については、行政の減量化の観点から、特殊法人に関する累次の閣議決定に基づく整理合理化事項の着実な推進が求められている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、水資源開発基本計画の策定状況、水利用の合理化の状況、水資源開発施設の管理の状況及び水資源開発公団の業務の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目次

1 的確な水資源開発基本計画の策定

2 水資源の有効利用

(1) 水利用の合理化

ア 水の用途間転用の推進

イ 水利用の適正な管理

ウ 渴水調整協議会の設置の推進

- (2) 水資源開発施設の有効利用
 - ア 堆砂対策の推進
 - イ 樹林帯区域及び保安林の指定によるダム湖周辺の保全
 - ウ 水資源開発施設の適切な維持管理等の推進

3 水資源開発公団の業務等の合理化・効率化

- (1) 業務委託の推進・合理化
- (2) 契約事務の改善
- (3) 組織の簡素化及び要員の効率的な配置
 - ア 組織の簡素化
 - イ 要員の効率的な配置

1 的確な水資源開発基本計画の策定

水資源に関する施策は、長期的かつ総合的な観点から計画的に推進する必要があることから、国土交通省では、全国総合開発計画との整合を図りつつ、水資源の開発、保全及び利用に関する総合的な諸施策を検討する上での指針として「全国総合水資源計画」を策定している。

また、国土交通大臣は、水資源開発促進法（昭和 36 年法律第 217 号。以下「水資源法」という。）第 3 条により、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域について、広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、当該地域に対する用水の供給を確保するため、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定し、同法第 4 条により、水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を決定することとされている（注）。

（注）基本計画は、一般に「フルプラン」とも称されている。また、総人口に占める基本計画に係る地域の人口の比率は約 49.5 パーセント（平成 11 年）、全国の工業出荷額に占める同地域の比率は約 47.3 パーセント（9 年）となっている。

国土交通大臣は、水資源開発水系として、これまでに利根川水系、荒川水系、木曽川水系、豊川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系の 7 水系を指定し、計六つの基本計画を決定している（利根川水系と荒川水系は一つの基本計画）。

基本計画は、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき計画であり、水資源法第 5 条により、(i)水の用途別の需要の見通し及び供給の目標、(ii)供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項、(iii)その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要な事項を記載しなければならないこととされている。こ

これまでに決定された基本計画の計画期間は、おおむね 10 年間程度となっている。

また、国土交通大臣は、水資源法第 4 条の規定に基づき、基本計画を決定するに当たっては、その内容について関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聞くこととされ、また、その決定は、閣議の決定を経なければならないこととされている。これを変更しようとするときも、決定するときと同様の手続を要することとされている。

なお、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 4 条第 7 号において、政府は、行政運営の透明性の向上を図るとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるものとすることとされており、基本計画についても、必要な情報の提供の充実を図り、透明性を確保することが必要となっている。また、国土交通省（当時建設省）が平成 10 年 11 月に公表した「国民から見た公共事業の現状」においても、情報提供の充実度についての設問に対して回答者の約 7 割が「公共事業に関する情報が不足している面がある」としており、この調査結果において公共事業全般の取組姿勢についての意見として、説明責任の向上、情報提供の改善、情報公開の推進等がみられる。

今回、基本計画の変更（水の用途別の需要の見通し及び供給の目標の変更を伴う計画の変更を「全部変更」といい、それ以外の計画の変更を「一部変更」という。以下同じ。）の状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① a 現行の基本計画（以下「現行計画」という。）への全部変更を行った際に国土交通省（当時国土庁）が国土審議会（当時水資源開発審議会）に提出した資料をみると、水道用水及び工業用水については、旧計画の計画期間内の需要実績及び新計画案の目標年度における需要見通しは示されているものの、需要見通しの積算方法や積算のための基礎係数は示されておらず、また、需要見通しと需要実績を対比して基本計画の達成状況を明らかにする資料や需要見通しと需要実績にかい離が生じている場合の原因分析に関する資料も示されていない。

農業用水については、実際の使用量からの集計が困難であり、計画されている土地改良事業単位で将来見込まれる水量の合計を需要量としているため、上記の提出資料においては、需要の全体量ではなく新規の必要水量のみが示されている。

- b　需要実績の把握が可能な水道用水及び工業用水について、国土交通省（当時国土庁）が毎年度水資源開発公団に委託して実施している水資源開発基本計画調査の結果を基に、水資源開発水系7水系6計画における現行計画の直前の計画（以下「直前計画」という。）及び現行計画6計画のそれぞれにおける需要見通し（手当て済み水量（注）と新規需要水量との合計値）に対する需要実績（現行計画については計画最終年度ではなく平成8年度の実績）をみると、次のとおりである。

（注）水資源開発基本計画に基づく開発水量であって、水資源開発基本計画の全部変更時において、施設の完成等によって既に確保された水量をいう。

水道用水については、直前計画におけるデータが把握可能である5水系4計画の需要見通しに対する需要実績の割合は、約30パーセントから約60パーセントとなっている。現行計画においても、7水系6計画のうち、3水系3計画では約86パーセントから約100パーセントとなっているが、残り4水系3計画では約36パーセントから約58パーセントとなっている。

工業用水（工業用水の開発が計画されていない豊川水系を除く6水系5計画）については、経済変動等の予測が結果的に異なったこともあり、直前計画における需要見通しに対する需要実績は約2パーセントから約48パーセントであり、現行計画においても約3パーセントから約50パーセントとなっている。

水道用水、工業用水ともに、現行計画における需要見通しと需要実績とのかい離状況は直前計画におけるよりも縮小傾向にあるものの、需要見通しと需要実績がかい離している。

- c　水資源開発水系7水系6計画について直前計画の計画期間中の開発予定水量に対する開発実績水量の割合をみると、現行計画が初回の計画である豊川水系及び計画どおりの開発実績水量を達成している吉野川水系を除く5水系4計画では、約5パーセントから約50パーセントとなっている。また、現行計画についても、既に計画どおりの実績をほぼ達成しているか又は達成する見込みである3水系3計画を除く4水系3計画では、開発実績がないものから約60パーセントとなっている。現行計画における開発予定水量と開発実績水量のかい離状況は直前計画におけるよりも縮小傾向にあるものの、なお開発予定水量と開発実績水量がかい離している水系がみられる。

基本計画の目標年度以降において引き続き水資源開発水系に係る地域に用水の確保を図る必要がある場合、基本計画の全部変更を行うこととなる。この計画を的確な内容とするためには、変更しようとする計画について総括評価（計画に記載された需要見通し、供給目標及び開発予定水量とこれらに対する実績を把握するとともに、計画と実績がかい離している場合には渇水の発生状況等を含めその原因を分析し、計画を総括的に見直してその妥当性について評価することをいう。以下同じ。）を行い、その結果を変更後の計画における需要見通し、供給目標等に反映させることが必要である。また、計画の全部変更後においても、適時かつ的確に計画の達成度について点検を行い、必要がある場合は、計画の目標年度以前であっても需要実績等の動向に基づいて計画を変更することが重要である。

なお、基本計画の見直しに際し、水資源の供給面においては降雨状況の変動等による渇水の発生等を踏まえ、水資源開発施設(注)の維持・整備など供給の安定性への配慮も求められている。また、水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源の保全かん養を図るための森林の整備等が望まれる。

(注) ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設をいう。

- ② 基本計画に記載される水の用途別の需要見通しは、その需要に対処するためには供給目標を設定し、この供給目標を達成するために必要な施設を建設するために立てられるものである。このため、的確な需要見通しであることが求められるが、上記 1.b のとおり需要見通しと需要実績がかい離している状況からみて、実績を踏まえた的確な見通しとすることが重要である。そのためには、需要見通しを算出する際に行った社会経済状況等の分析や使用した推計方法（推計手法、使用した数値等）が結果的に的確であったかどうかについて、基本計画の全部変更時に検証することにより、推計精度の向上を図ることが必要となっている。
- ③ 全部変更が行われた基本計画に係る情報の公表の状況をみると、都府県別・用途別の需要見通しや水資源開発施設の建設等の事業別・用途別の供給水量等の情報は公表されているが、需要見通しの推計手法、推計に使用した数値、その算出根拠や出典に関する資料などの詳細な情報は公表されていない。

したがって、国土交通省は、的確な水資源開発基本計画を策定するとともに、その一層の透明性の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 基本計画の全部変更に当たっては、変更しようとする計画について総括評価を行うこと。また、全部変更を行った基本計画は、おおむね5年を目途に計画の達成度について点検を行い、必要に応じて計画の全部変更又は一部変更を行うこと。
- ② 基本計画に記載した需要見通しについて、その推計方法等が的確であったかどうかを総括評価の際に検証するなどにより、推計精度の向上を図ること。
- ③ 基本計画の全部変更を行った場合には、計画の総括評価の結果、需要見通しの推計手法、使用した数値等について分かりやすい資料を作成し公表して、情報提供の充実を図ること。

(以下略)

木曽川水系における水資源開発基本計画

平成 16 年 6 月 15 日 閣議決定

平成 20 年 6 月 3 日 一部変更

平成 21 年 3 月 27 日 一部変更

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

この水系に各種用水を依存している長野県、岐阜県、愛知県及び三重県の諸地域において、平成 27 年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標はおおむね次のとおりである。

また、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、これらを必要に応じて見直すものとする。

(1) 水の用途別の需要の見通し

平成 27 年度を目途とする水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、合理的な水利用、この水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

水道用水について、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の岐阜県、愛知県及び三重県の一部の地域において、水道事業がこの水系に依存する水量の見込みは、毎秒約 50 立方メートルである。

工業用水について、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の岐阜県、愛知県及び三重県の一部の地域において、工業用水道事業がこの水系に依存する水量の見込みは、毎秒約 19 立方メートルである。

農業用水について、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の岐阜県、愛知県及び三重県の一部地域において、この水系に依存する水量の増加は見込まれない。

(2) 供給の目標

これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえつつ、地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2 に掲げる施設整備を行う。

なお、これまでに整備した施設等と併せて、この施設整備により平成 27 年度に供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、計画当時の流況を基にすれば毎秒約 113 立方メートルであるが、近年の 20 年に 2 番目の渴水年の流況を基にすれば毎秒約 77 立方メートルとなる。

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行うとともに、開発した水を効率的に利用するための調査を推進する。

なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。

(1) 徳山ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常渴水時の緊急水の補給を含む。）を図るとともに、岐阜県及び愛知県の水道用水及び工業用水を確保するものとする。

なお、徳山ダムは発電の用にも、併せ供するものとする。

また、徳山ダムは横山ダムが従前供していたかんがい用途の用水を代替して補給するものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 捩斐川

新規利水容量 約 78,000 千立方メートル

（有効貯水容量約 380,400 千立方メートル）

予定期 昭和 46 年度から平成 23 年度まで

ただし、概成は平成 19 年度

(2) 愛知用水二期事業

事業目的 この事業は、愛知用水施設の改築等を行うことにより、農業用水等の供給に係る水路等の機能の回復・安定を図るとともに、阿木川ダム及び味噌川ダムにより確保される愛知県の水道用水の一部及び同県の工業用水を供給するものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 木曽川

取水量 最大毎秒約 32.4 立方メートル

兼山地点における取水量最大毎秒約 30.0 立方メートル
犬山地点における取水量最大毎秒約 2.4 立方メートル

予定期 昭和 56 年度から平成 18 年度まで

（水路等施設は平成 16 年度まで）

(3) 木曽川水系連絡導水路事業

事業目的	この事業は、木曽川、長良川及び揖斐川を連絡する水路等を建設することにより、徳山ダムにおいて確保される水を木曽川及び長良川に導水し、流水の正常な機能の維持(異常渴水時の緊急水の補給)を図るとともに、愛知県の水道用水及び工業用水を供給するものとする。
事業主体	独立行政法人 水資源機構
河川名	木曽川、長良川及び揖斐川
最大導水量	都市用水毎秒約4立方メートル (異常渴水時の緊急水の補給時毎秒約20立方メートル)
予定期	平成18年度から平成27年度まで

この他、既に完成している次の施設の改築を行う。

(1) 木曽川右岸施設緊急改築事業

事業目的	この事業は、岐阜県中濃地域の農地に対して必要な農業用水と岐阜県の水道用水及び工業用水の供給を行う木曽川右岸施設の幹線水路等の劣化等に対処するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。
事業主体	独立行政法人 水資源機構
河川名	飛騨川
最大取水量	毎秒約9立方メートル
予定期	平成21年度から平成26年度まで

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

- (1) この水系における適切な水利用の安定性を確保するためには、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。
- (2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備を通じた地域活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域単位での健全な水循環を重視しつつ、治水対策、河川環境の保全、水力エネルギーの適正利用及び水源地域から下流域を含めた適正な土砂管理に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。

- (4) この水系においては、過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生したものの、依然として地下水に対する依存度が高いことから、安定的な水の供給を確保するため、地下水の適切な利用が図られるよう地下水採取の規制、地下水位の観測や調査等を引き続き行うこととする。
- (5) この水系における水資源の開発及び利用に当たっては、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。
- ① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、節水の普及啓発に努めるものとする。
 - ② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。
 - ③ 近年の経済社会の発展に伴う土地利用及び産業構造の変化に対応し、既存水利の有効かつ適切な利用を図るものとする。なお、水資源の広域的な利用についても配慮するものとする。
- (6) 渴水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について総合的に検討し、その具体化を図るものとする。
- (7) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。
- (8) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

木曽川水系における
水資源開発基本計画

説明資料

平成16年6月

目 次

都市用水（水道用水及び工業用水）の県別・用途別需給想定一覧表

農業用水の県別需給想定一覧表

木曽川水系における水資源開発基本計画 説明資料(1)
都市用水(水道用水及び工業用水)の県別・用途別需給想定一覧表

【需要】

H27	用途	水道用水						工業用水						(単位 m ³ /s)
		長野	岐阜	愛知	三重	小計	長野	岐阜	愛知	三重	小計	合計	都市用水	
	県名	長野	岐阜	愛知	三重	小計	長野	岐阜	愛知	三重	小計	合計		
総量		0.34	11.79	32.56	7.67	52.37	0.00	1.83	14.47	8.10	24.40	76.77		
他水系の依存量		0.00	0.00	0.19	2.03	2.22	0.00	0.00	4.31	1.28	5.59	7.81		
木曽川水系の依存量		0.34	11.79	32.37	5.64	50.15	0.00	1.83	10.16	6.82	18.81	68.96		

【供給】

H27	用途	水道用水						工業用水						都市用水	安定供給可能量(2/20)	(単位 m ³ /s)
		事業名 \ 県名	長野	岐阜	愛知	三重	小計	長野	岐阜	愛知	三重	小計	合計			
開発水量	新規	徳山ダム	-	1.20	3.30	-	4.50	-	1.40	0.70	-	2.10	6.60	4.24	2.44	
		三重用水	-	-	-	0.67	0.67	-	-	-	0.19	0.19	0.86	0.65	0.34	
		長良川河口堰	-	-	10.32	2.84	13.16	-	-	2.93	6.41	9.34	22.50	16.95	6.89	
		阿木川ダム	-	0.80	1.10	-	1.90	-	-	2.10	-	2.10	4.00	2.28	1.64	
		味噌川ダム	-	0.30	3.27	-	3.57	-	-	0.73	-	0.73	4.30	3.61	1.76	
		木曽川総合用水	-	1.77	19.16	1.00	21.93	-	4.33	6.30	7.00	17.63	39.56	17.41	7.91	
	既計画で手当済み	愛知用水	-	1.30	2.59	-	3.89	-	0.50	5.91	-	6.41	10.31	7.21	5.46	
		その他事業	-	0.02	-	-	0.02	-	-	-	-	-	0.02	0.02	0.02	
自流			0.19	2.42	7.98	0.03	10.63	-	-	-	2.95	2.95	13.58	13.58	13.58	
地下水			0.02	4.83	2.15	4.15	11.15	-	0.00	0.00	0.00	0.00	11.15	11.15	11.15	
その他			0.14	0.09	0.00	0.00	0.23	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.23	0.23	0.23	
合計			0.34	12.74	49.88	8.69	71.65	0.00	6.23	18.67	16.56	41.46	113.11	77.33	51.42	

(需給想定調査等をもとに作成)

(注)

- 1 : 水道用水及び工業用水の水量は、それぞれ一日最大取水量である。
- 2 : 水道用水の水量について、長野県及び岐阜県は簡易水道の水量を含み、愛知県は簡易水道及び専用水道の水量を含むが、三重県は簡易水道及び専用水道の水量を含まない。
- 3 : 愛知県の工業用水のうち名古屋市工業用水道の水量は、かんがい期のものを示している。
- 4 : 徳山ダムによる愛知県の供給水量は、揖斐川から木曽川へ導水することを前提として算出している。
- 5 : 安定供給可能量(2/20)は、木曽川及び長良川について、これらの河川の2/20に相当する昭和62年度を想定して計算している。揖斐川の徳山ダムについては、愛知県分は木曽川等との全体の水利用の関係から木曽川等と同様の昭和62年度を使用しており、2.84m³/sとなる。岐阜県分は、揖斐川の2/20に相当する昭和59年度をもとに、近年の降水量の変動等の地域の実情を踏まえ、1.40m³/sとなる。
- 6 : 愛知県の長良川河口堰による水量は、工業用水から水道用水に5.46m³/sを振り向けた後のものである。
- 7 : 愛知県の水道用水の味噌川ダムによる水量のうち1.756m³/sは、暫定措置として西三河地域に供給を行うこととしている。
- 8 : 「その他事業」とは、岐阜県の大ヶ洞ダム、岩村ダム及び中野方ダムである。
- 9 : 「その他」とは、ダム等の水資源開発施設、自流及び地下水以外により供給される水(湧水等)である。
- 10 : 「安定供給可能量(2/20)」及び「近年最大渇水時供給可能量(H6)」とは、一定の前提条件の下でのシミュレーションをもとにした供給可能量である。
- 11 : 「安定供給可能量(2/20)」とは、近年の20年に2番目の渇水年において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。
- 12 : 「近年最大渇水時供給可能量(H6)」とは、近年最大の渇水であった平成6年において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。
- 13 : 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

木曽川水系における水資源開発基本計画 説明資料 (2)

農業用水の県別需給想定一覧表

【需要】

(単位 m^3/s)

H27(新規需要)	用途	農業用水				
		長野	岐阜	愛知	三重	小計
新規需要想定		-	-	-	-	-

【供給】

(単位 m^3/s)

H27	用途	農業用水				
		事業名 \ 県名	長野	岐阜	愛知	三重
開発水量 (既計画で手当済み)	三重用水	-	-	-	2.10	2.10
	木曽川総合用水	-	2.15	-	-	2.15
	小計	-	2.15	-	2.10	4.25
その他	愛知用水	-	0.61	4.10	-	4.71
合計		-	2.76	4.10	2.10	8.96

注：農業用水の水量は夏期かんがい期間（ただし、愛知用水については5/1～10/3）の平均取水量を表す。